

一般廃棄物搬入申請書（随時）

令和 年 月 日

相模原市長 へ

申請者 所在地又は住所 相模原市 区

法人(事業所)名

代表者氏名

電話番号 ()

搬入者氏名

相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例（昭和47年相模原市条例第12号）第19条の規定により、次のとおり申請します。

1 廃棄物の発生場所	<p>※申請者の住所と同一の場合は記入不要です。</p> <p>相模原市 区</p> <p>廃棄物の占有者 電話 ()</p>
2 廃棄物の発生要因	<input type="checkbox"/> 事業活動から出たごみ <input type="checkbox"/> 自治会活動から出たごみ <input type="checkbox"/> 家庭から出たごみ { <input type="checkbox"/> 片付け <input type="checkbox"/> 引越し <input type="checkbox"/> その他 ()} <input type="checkbox"/> 家庭系臨時ごみ (許可業者のみ)
3 廃棄物の種類	<input type="checkbox"/> 動植物性残さ <input type="checkbox"/> 繊維くず <input type="checkbox"/> 紙くず <input type="checkbox"/> 草 <input type="checkbox"/> 木くず(剪定枝) <input type="checkbox"/> 木くず(剪定枝以外) <input type="checkbox"/> 動物の死体 { <input type="checkbox"/> 飼育 <input type="checkbox"/> 路上 種類: <input type="checkbox"/> 犬 <input type="checkbox"/> 猫 <input type="checkbox"/> その他 ()} <input type="checkbox"/> その他 ()
4 申請者の業種 (事業者の場合は記入すること)	<input type="checkbox"/> 建築業 <input type="checkbox"/> 不動産業 <input type="checkbox"/> 運送業 <input type="checkbox"/> 造園業 <input type="checkbox"/> 製造業(種類:) <input type="checkbox"/> 小売業(種類:) <input type="checkbox"/> 一般廃棄物収集運搬業者 (許可番号 相許可第 号) <input type="checkbox"/> その他
5 搬入の期日	<input type="checkbox"/> 搬入申請日と同日 <input type="checkbox"/> 搬入申請日以外 (令和 年 月 日)

※清掃工場へ搬入できるごみは、市内の家庭及び事業所から出され、自ら又は収集運搬の許可を受けた業者が持ち込むごみに限ります。運転免許証等で本人・住所確認をする場合があります。

※ごみの重量は各工場で計量した数量となります。また、計算方法は車両からごみを降ろす前と降ろした後、備え付けの計量器で2度車両を計量(10キログラム単位)し、その重量の差としていますので、ご自身が計量した数値と異なる場合があります。

※家庭系臨時ごみの収集運搬は、一般廃棄物収集運搬業許可(家庭系臨時ごみ)が必要です。事業系一般廃棄物等の収集運搬許可では受付できません。

また、管理人や解体業者等から収集運搬を委託されている場合は、申請書に記載の「廃棄物の占有者」からの委任状が必要です。

※動物の死体は重量に関わらず、1体につき手数料がかかります。また、焼却灰等の返却はできません。

カードNo	
整理番号	
搬入量	kg 体
手数料	
受付者	
現金受領	

事業者のみ	インボイス制度に対応した領収書の交付について (宛名は上記申請者となります。)	<input type="checkbox"/> 希望する	消費税額 円
-------	---	-------------------------------	---------------